

発議案第3号

天理市議会委員会条例の一部改正について

天理市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年9月17日

天理市議会議員	寺井正則
〃	飯田和男
〃	岡部哲雄
〃	佐々岡典雅
〃	三橋保長
〃	加藤嘉久次

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次ように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

天理市議会委員会条例新旧対照表

発議案第3号 平成21年9月17日

改正後	現 行
<p>(委員の選任) 第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。<u>ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p>	<p>(委員の選任) 第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。</p>